

京都市保育所条例の一部を改正する条例（令和3年6月14日京都市条例第 5 号）（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

京都市聚楽保育所については、本市が設置し、運営してきたものですが、同保育所を廃止しても、同保育所を設置している地域における保育の需要を満たすことができると考えられることから、同保育所を廃止することとしました。

この条例は、令和9年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市聚楽保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)